

再嘆願條項 (理由ハ省略)

- 一 偏負ノ宿直料 (吏負並) ハ拾銭トセラレタシ
- 二 入堂志召者ニ対シ手當日給參ケ月令之支給ニ除隊後ハ在營期間ノ全部勤績年限ト認メ無条件勤続トセラレタシ
- 三 賞與一々年考拾割制ヲ規定セラレタシ
- 四 昇給易儀率ヲ規定セラレ茲ニ本年及ノ定額昇給ヲ實施セラレタシ
- 五 市廩庶負退後死亡給與規程第十七條「本規程施行日前行使キタル在職年ノ五分ノ三トマル」ハ本市ニ就職ノ日ヨリ之ヲ適用スルト改訂セラレタシ
- 六 八項ノ支給額ヲ即時支給セラレタシ
- 七 市電身料乘車券ノ交付並省儉制ヲパスノ發行方ニ考局ニ於テ取計ラレタシ
- 八 共済組合ヲ末年度ヨリ實施セラレタシ 九 發首ヲ爲サレル程セラレタシ
- 十 父母ノ忌祭日ニ對シ公休ヲ與ヘラレタシ
- 十一 従業員後末結與セラレタル歩増特別手當ヲ復活セラレタシ
- 十二 賜賜多幸ヲ通シテ十五日間トスルニ特休ヲ月之日ト改訂セラレタシ
- 十三 冬外套 (二年一回) 給與勤報ヲ支給セラレタシ
- 十四 前嘆願書中第十三条十五ノ各条項々紙々撤去採用當時ノ收入ト現至トノ差任若クシテ現在人率減ノ程度ニテ到低積多ナル備品ヲ購入スルニトハ至極困難ヲアリマスカラ再嘆願スル儀アリマス
- 十五 巡邏軍便坪之ヲ末主妻更當時ノ値下ラテ通リ支給セラレタシ

勞秩第四五九一號

昭和五年十二月十七日

警視總監 丸山 鶴吉

内務大臣 安達 謙藏 殿  
鐵道大臣 江木 翼 殿

社會局長 官 殿  
各廳 府 縣 長 官 殿

各府 縣 署 長 官 殿  
各支 隊 長 官 殿

東京市對三團體普傷事議ニ關スル件 第三十四報

(7)

5. 12. 19  
2018

要旨

- 1 罷業防止懇談會開催 交通協安協會ノ策動
- 2 東京赤坂再仙ノ行動
- 3 郊友會西川支那等ノ策動
- 4 對市ニ對シ陸軍地租組合會議開催スルヲ防等傷議
- 5 對市三團體ノ行動概要一東京支那基金狀況
- 6 東京電報六十七日要報書信出市電氣局八日午後六時回答ヲ發表目下組合對策中